

○竹原市重度障害者医療費支給条例

昭和48年10月1日条例第61号

改正

昭和49年10月1日条例第38号

昭和51年10月12日条例第30号

昭和59年7月5日条例第29号

昭和59年9月30日条例第36号

昭和60年2月1日条例第8号

平成6年9月22日条例第27号

平成7年3月27日条例第19号

平成10年7月1日条例第14号

平成11年3月23日条例第1号

平成12年3月17日条例第9号

平成12年12月25日条例第24号

平成14年9月30日条例第29号

平成15年12月24日条例第29号

平成18年3月22日条例第9号

平成18年9月26日条例第25号

平成20年3月24日条例第11号

平成30年3月9日条例第16号

平成30年9月27日条例第33号

令和3年3月1日条例第9号

竹原市重度障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、保健の向上に寄与し、もつて重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (受給資格)

第3条 この条例により、医療費の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、竹原市の区域内に居住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条に規定する修学又は第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、竹原市の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者（同法第55条に規定する病院等への入院等又は同法第55条の2に規定する国民健康保険法第116条の2の規定の適用により、広島県の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）又は、社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級又は3級である者
 - (2) 「知的障害者に対する療育手帳交付の実施について（昭和49年1月30日福祉第308号広島県民生部長通知）」により、療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度がⒶ、Ⓑ又はⒸであるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず受給資格者としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により医療の給付（ただし、障害児施設医療を除く。）を受けることができる者
 - (3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条に規定する修学又は第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、竹原市の区域内に住所を有することとなつた者
 - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
 - (5) 高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者で、同法第55条に規定する病院等への入院等又は同法第55条の2に規定する国民健康保険法第116条の2の規定の適用により、竹原市の区域内に住所を有することとなつた者
 - (6) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定す

る政令で定める程度の障害の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの

(7) その者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超える者（災害など特別な事情があると市長が認めた者を除く。）

(8) その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当施行令」という。）第2条第2項に規定する額以上である者（災害など特別な事情があると市長が認めた者を除く。）

3 前項第7号に定める所得は、旧施行令第6条に定める所得とし、同号に規定する所得の額は、旧施行令第6条の2に規定する計算方法により算定した額とする。

4 第2項第8号に定める所得は、特別児童扶養手当施行令第4条に定める所得とし、同号に規定する所得の額は、特別児童扶養手当施行令第5条に規定する計算方法により算定した額とする。

（受給資格の認定）

第4条 重度障害者医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする者若しくは保護者は、あらかじめ受給資格につき市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該重度障害者（以下「受給者」という。）に対して重度障害者医療費受給者証を交付し、認定しなかつたときは、理由を付してその旨通知するものとする。

（給付の額）

第5条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規

定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対してその満たない額に相当する額から次の各号に定める額を控除した額を医療費として支給する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の場合は療養の給付に関する基準）により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（一部負担金）

第6条 受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき200円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関等において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療又は指定訪問看護を受ける際、支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合
14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月

に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 受給者が、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、受給者に代り当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあつたときは、受給者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。
- 3 受給者が保険医療機関等で医療を受けた場合において、当該医療費を直接保険医療機関等に支払ったときは、医療費の支給は第1項の規定にかかわらず受給者の請求に基づいて行う。

(医療費の支給制限等)

第8条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その限度において医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 竹原市心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第35号）は廃止する。

附 則（昭和49年10月1日条例第38号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年10月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年7月5日条例第29号）

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月30日条例第36号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の重度障害者医療費支給条例による医療費助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年2月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成6年9月22日条例第27号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日条例第19号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月23日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第24号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改めることに関する部分は、同年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 3 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の竹原市老人医療費助成条例及び竹原市重度障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年12月24日条例第29号)

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月22日条例第9号)

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例（以下「新条例」という。）第5条及び第6条の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における新条例第6条の規定の適用については、同条中「200円」とあるのは「100円」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年9月26日条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の（中略）竹原市重度障害者医療費支給条例（中略）による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の竹原市重度障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間、改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例第3条の規定の適用については、平成20年3月31日において竹原市重度障害者医療費支給条例に基づく医療費の支給を受けることができることを証する書面（次項において「受給者証」という。）の交付を受けている者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者であって、同法第116条の2に規定する病院等への入院等により、竹原市の区域外に住所を有するものに限る。）であって、この条例の施行の日以後高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者となったものは、国民健康保険法の被保険者とみなす。
- 4 この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間、平成20年3月31日において受給者証の交付を受けている者については、改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例第3条第2項第5号の規定は、適用しない。

附 則（平成30年3月9日条例第16号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の竹原市重度障害者医療費支給条

例の規定及び第2条の規定による改正後の竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月1日条例第9号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。